

2020年12月号 (Vol. 8)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 荒井 正児)

Go To Eat キャンペーン及び Go To Event キャンペーンの 概要と実務上の留意点

- I. はじめに
- II. Go To Eat キャンペーンについて
- III. Go to Event キャンペーンについて
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 高宮 雄介
TEL. 03 6266 8744
yusuke.takamiya@mhm-global.com
弁護士 木内 遼
TEL. 03 5293 4849
ryo.kiuchi@mhm-global.com
弁護士 小坂 翔子
TEL. 03 5293 4849
shoko.kosaka@mhm-global.com

I. はじめに

「Go To キャンペーン」のうち、対象地域で使えるプレミアム付き食事券の販売とオンライン飲食予約サイト経由で飲食店を予約し来店した消費者に対して飲食店で使えるポイントを付与する「Go To Eat キャンペーン」が2020年10月1日から、チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対して割引やクーポン等を付与する「Go To Event キャンペーン」が同年10月29日から¹実施されています。

今般の新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、Go To Eat、Go To Event 両キャンペーンを含む Go To キャンペーンは全体的に見直し、一部地域の対象除外、一定期間の停止等を迫られており、それに伴う混乱等が生じているところです。各キャンペーンは縮小を余儀なくされている面もありますが、感染拡大が一定程度収束した後の消費喚起策としての活用が期待されるところです。

そこで、本ニュースレターでは、Go To Eat 及び Go To Event キャンペーンの制度概要のほか、同キャンペーンに関する主要な論点についてご紹介します。

なお、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大等もあり、Go To Eat 及び Go To Event キャンペーンをめぐる状況は日々刻々と変化しているところ、本ニュースレターは発行日現在の内容に基づいていることから、実際の対応に際しては、本ニュースレターの内容に加え、最新の情報にもご留意いただく必要があります。

¹ 経済産業省ホームページ (<https://gotoevent.go.jp/>) スケジュールより

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

II. Go To Eat キャンペーンについて

1. Go To Eat キャンペーン事業の概要

「Go To Eat キャンペーン」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、営業時間の短縮等によって飲食業が打撃を受けたことを背景に、飲食業への需要を喚起し感染予防対策に取り組む飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援することが目的とされています。同キャンペーンには、①オンライン飲食予約サイト経由で飲食店を予約し、来店した消費者に対して次回以降に飲食店で利用できるポイントを付与するものと②プレミアム付き食事券の二つがあります。

(1) ポイント付与

一つ目のポイントを付与するキャンペーンでは、昼食時間帯は一人当たり 500 円分、夕食時間帯（15 時以降）は一人当たり 1,000 円分のポイントが付与されます。ポイント付与の上限は、1 回の予約当たり 10 人分までとなっています。ポイントは、基本的には予約したサイト内限定で使うことができます。ポイントの利用期限は 2021 年の 3 月末までとされています。

夕食時の予約をして 1,000 円分のポイントを獲得するものの、低価格の飲食チェーンにおいて 1,000 円未満の商品しか注文せずポイント分と注文額の差額分の利益を獲得する行為が話題となったことを背景に、Go To Eat キャンペーンを利用するには付与ポイント以上の飲食が必要とされています。利用回数の制限はありませんが、予算がなくなり次第、Go To Eat ポイントの付与を終了するとされており、既にポイントの付与対象の予約受付はほぼ終了しています。

(2) プレミアム付き食事券

プレミアム付き食事券は、登録飲食店で使える購入額の 25%分を上乗せするものです（例えば 1 万 2,500 円分の食事券を 1 万円で、1 万円分の食事券を 8,000 円で購入することができます）。一回の購入当たり 2 万円分まで購入ことができ、販売期間は最長で 2021 年 1 月 31 日までとされ、有効期限は同年 3 月 31 日までとなっています。Go To Eat ポイントが基本的には全国の登録飲食店で使用できる一方、食事券は、対象地域の登録飲食店でのみ使用可能とされています²。

(3) 一部地域での対応（人数制限食事券の新規発行の一時停止、ポイント利用自粛）

2020 年 11 月 21 日以降、10 都道府県³では飲酒を伴う懇親会や大人数や長時間に

² 農林水産省ホームページ（<https://gotoeat.maff.go.jp/faq/>）Go To Eat キャンペーン FAQ 一般のお客様共通 QA より

³ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、宮崎県、沖縄県でこのような措置が取られています。人数制限の例外の範囲など各都道府県によって対応が分かれているところであり、詳細については Go To Eat 事業における感染防止強化策（人数制限）都道府県別対応一覧（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kansenboushikyoka.pdf>）をご参照ください。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

及ぶ飲食等で感染リスクが高まるという指摘をふまえ、ポイント付与の上限が1予約当たり10人分から、付与・利用は4人以下に制限されることになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、一部地域での営業時間短縮等の要請、10都道府県⁴における食事券の新規発行の一時停止、既に発行された食事券や、付与されたポイントの利用の自粛が呼びかけられています⁵。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等によっては、食事券の発行の一時停止やポイント・食事券の利用自粛を呼びかける地域の拡大、営業時間短縮要請の期間の延長、範囲の拡大等の措置が取られる可能性もありますので、事業者としては、ポイントや食事券の利用がしづらくなる可能性を明記し、注意喚起していくことも考えられます。

2. Go To Eat キャンペーンに関連した論点

(1) 会社費用で飲食をした場合に付与されるポイントに関する問題点

オンライン飲食予約サイト経由で飲食店を予約のうえ、会社費用で飲食をしたものの、予約をした従業員が会社の許可なく付与されたポイントを自らのために利用した場合、本来会社に帰属すべきポイントを私的に流用したのではないかと問題となり得ます。

予約をしたのが従業員の個人アカウントであった場合、費用を会社が支払っていたとしても、オンライン飲食予約サイトを通じて給付金の給付申請を行い給付を受けるのは予約サイトの会員として予約した従業員個人となります（サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程（以下「規程」といいます。）4条1項1号参照）。なお、実際に申請するのは従業員個人ではなく、オンライン飲食予約サイトが受領委任契約に基づき代理で受領し、給付を受けた額を申請者に支払うこととなります（規程8条）。

会社費用で飲食した場合に付与されるポイントを予約者の従業員だけが獲得するのは従業員間において不公平感も生じるところであり、このような事態を防ぎたい場合には、事前に会社がアカウントを作成しそのアカウントから予約し会社のアカウントに付与されるようにすることが考えられます。また、あらかじめ社内規定を作成し、ポイントを受領した場合には報告を求めるなどの対応をとることが考えられます。

(2) ポイント付与の窓口となるオンライン予約サイトにおける留意点

報道によれば、現時点ではキャンペーンで付与されたポイントの約9割が使用されていないとの指摘も見受けられます。一方で、一部の地域では新型コロナウイルス

⁴ 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県でこのような対応がとられています（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kekka.pdf>）。

⁵ 食事券の販売を停止する期間等が各都道府県によって対応が分かれているところであり、詳細については、Go To Eat 事業における感染防止強化策（食事券・ポイントの取扱い）都道府県別対応一覧（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kekka.pdf>）をご参照ください。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

ス感染症の感染再拡大に伴い、本年 12 月中旬までなど一定期間の利用自粛の要請がされています。こうした状況に鑑みると、ポイントの使用期限として設定されている 2021 年 3 月末までにポイントの利用を行うことができない消費者が多数にのぼる可能性もあるところです。

Go To Eat キャンペーンにおいて付与されたポイントを期限までに利用するかどうかは各消費者の選択にゆだねられていますが、ポイント提供の窓口となるオンライン予約サイトにおいては、トラブル回避のため、消費者に対し、ポイントに有効期限が存在することや、新型コロナウイルス感染症の感染動向によってはポイントの利用に制限が設けられ得ることを、誤解のないように十分告知しておくことが望ましいと考えられます。

(3) 水増し請求への対策

Go To Eat キャンペーンに関連し、実際に利用する人数よりも多い人数での飲食店の利用予約を行ったうえで、実際の利用に際して当該飲食店に対し、予約人数どおりの人数（実際よりも多い人数）にて来店をしたことにするよう要請し、当該要請を拒んだ場合、当該飲食店を低く評価する口コミを書く旨を述べる消費者がいるという報道があります。仮にこうした行為が行われた場合、当該行為は、少なくとも Go To Eat キャンペーンにおける不正受給に該当し、当該行為を行った者は、単に給付金の金額を返還するだけでなく、年 3%の割合の延滞金と給付金の金額との合算の 20%を加えた金額を返還する必要があります（規程 10 条 2 項）。実際の来店人数より多くの方が来店したことにしてほしいと来店客からこうした要請を受けた場合、飲食店側の対応としては、当該来店客に対し、不正受給に該当すること、不正受給の場合には返還額が大きくなることを示しつつ、当該要請を毅然とした態度で断り、万が一当該要請を断ったことを理由に不当な口コミが掲載された場合、口コミサイトの運営者に口コミの削除依頼をすることが考えられます。

Ⅲ. Go to Event キャンペーンについて

1. Go To Event キャンペーン事業の概要

(1) 制度の全体像

Go To Event キャンペーンも、2020 年 10 月 29 日からキャンペーン期間が開始し、キャンペーンの適用を受けたチケットが販売されるなど、徐々に制度も活用され、利用が広がっています。

Go To Event キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、イベントや外出の自粛等によって経済に大きな影響が生じていることに鑑み、特に、文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を図ることを目的としています。

本キャンペーンは、イベントのチケットの価格（消費税込み）の原則 2 割相当額

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

を、イベントのチケットの価格から割引く、もしくはチケットに加え 2 割相当額のクーポンを供与する形で消費者に給付する制度になっています。ただし、給付金の額はチケット 1 枚あたり 2,000 円が上限とされています。なお、キャンペーンの期間は 2021 年 1 月 31 日（日）までとされています。

(2) 給付金の給付スキーム

本キャンペーンにおける給付金の支給のスキームは以下のとおりです。本キャンペーンにおいて給付金の給付の対象となるのは、本キャンペーンの適用のあるイベントのチケットを、キャンペーン事務局に登録されている販売受託事業者を通じて購入し、給付金の申請をした消費者です。消費者は、チケットの販売受託事業者⁶からチケットを購入する際に、一定額の割引を受けるか、もしくは当該イベントに関係するクーポンを合わせて取得するという形で、給付金相当額の便益を受けることとなります。なお、その時点では、チケットを販売した販売受託事業者が、割引額ないしクーポン価格相当額分を一時的に立て替えて負担することとなります。その後、イベントが実際に行われた後、キャンペーン事務局が当該イベントの実施を確認すると、キャンペーン事務局から消費者に対して給付金が支払われることとなるのですが、その際に、チケットを販売した販売受託事業者が消費者に代わって当該給付金を代理受領することで、消費者に代わって立て替えていた割引額相当分ないしクーポン価格相当分を精算するというスキームになっています。

2. Go To Event キャンペーンに関連した論点

本キャンペーンについては、需要喚起キャンペーン事業（Go To Event 事業）給付金給付規程（以下「規程」といいます。）などにおいて本キャンペーンにかかるイベントの中止や延期などに関して様々な手当がなされています。

(1) 不正転売の問題

本キャンペーンにおいては、不正転売について、いくつかの規程や指針が示されています。まず、不正転売目的でのチケットの購入や不正転売の事実が認められた場合には、給付金の不給要件に該当します（規程 9 条 11 項）。また、不正転売の可能性が認められた場合には、事務局等によって調査がなされ（同 11 条 1 項）、不正転売の事実が明らかとなった場合には、刑事告訴を含む、民事・刑事上の法的手続の実行その他必要な措置が行われることがあるとされています（同条 2 項）。さらに、チケット販売受託事業者やイベント主催者に対する公募要領においては、チケット販売受託事業者やイベント主催者に対し、適切な転売防止策の実施や事務局の不正防止の取組への協力が求められています。

⁶ イベントの主催者自身がチケットを販売する場合も含まれます。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

そもそも、不正転売は、昨年施行されたチケット不正転売禁止法⁷によって規制されています。同法では、不正転売について、興行主の事前の同意を得ない有償譲渡であって興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするもの、とされています。同法は、不正転売を行った者、行おうとする者に対して刑事罰を科す（同法 9 条）一方、興行主等に対しては、不正転売を防止するためのイベント入場者の確認等の必要措置を行うことを努力義務として定めています（同法 5 条）。

本キャンペーンにおいても、チケット販売受託事業者やイベント主催者に対しては、転売禁止のための具体的な措置を義務づける規定はありません。しかしながら、不正転売の事実が事務局に明らかになった場合には、給付金が支給されることはなくなり、代理受領をするチケット販売受託事業者もしくはイベント主催者において、給付金の交付を受けられず精算ができないこととなります。この場合には、消費者の不正行為を理由として給付金が給付されなかった場合であるため、チケット販売受託事業者は不正転売をした消費者に対して損害賠償請求権を行使し、給付金相当額を請求することが考えられますが、その手間を考えるとこうした対応は現実的ではないと考えられます。よって、本キャンペーンの利用にあたっては、キャンペーン事務局から給付金の代理受領をすることができなくなる可能性を加味し、チケットの販売時に、購入者の氏名及び連絡先を取得するほか、電子チケットによる管理や顔認証システムの採用といった転売防止に向けた具体的な施策を講じる必要があります。

(2) 不正受給の問題

本キャンペーンにおいては、給付金の不正受給の事実が認められた場合についても、不正転売の場合と同様に、給付金の給付が認められなくなるとともに、刑事・民事の手續がとられる可能性があると考えられています。

本キャンペーンにおける不正受給とは、架空イベントのチケット販売やチケット販売枚数の水増し報告、消費者への便益提供や実際にはイベントを中止していたにもかかわらず給付金を受領する場合等が考えられます。また、イベント主催者が自らチケットを購入することによって給付金を受給する場合についても不正受給に該当します。よって、イベント主催者やその関係者がチケットを購入する場合には不正受給に該当するとされることがないか注意が必要となります。また、チケット販売受託業者においては、不正転売の場合と同様に、イベント主催者において不正受給がないように監督するとともに、事前に書面において不正受給が明らかとなった場合の取り扱いを定めておくことも考えられます。

(3) その他給付金が支給されない場合（有事の対応）

以上のように、チケットの不正転売があった場合や、給付金の不正受給が認めら

⁷ 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

れたような場合には、本キャンペーンにおいて給付金の給付は認められなくなります。本キャンペーンにおいては、これら以外にも、給付金の給付が認められなくなる場合が定められています。具体的には、イベントが中止になった場合や本キャンペーンの期間後まで延期になった場合（第1号）、国又は都道府県からイベントの開催の自粛や施設の使用制限等の要請が出ていたにもかかわらず開催された場合（第7号）、経済産業省が期間や地域を定めて、当該地域で開催されるイベント及び当該地域に居住する者を本キャンペーンの対象外とした場合（第9号）などがあげられます。

なお、国又は都道府県から、イベントに関して自粛の要請等が出た場合であっても、直ちに当該イベントが中止となるわけではありません。中止や延期の判断はあくまでイベント主催者がするものであり、イベントを中止すればチケット代金の払い戻しなどが必要となります。イベント主催者は、当該イベントを実施することもできますが、実施した場合には、上記規程に従い、給付金の給付は認められなくなりますので、チケット販売受託事業者及びイベント主催者において、給付金相当額の負担を負うこととなります。

なお、前述のような理由で、イベントが給付金の給付対象外となったことにより追加的な費用の支出が主催者に生じた場合であっても、その費用をキャンペーン事務局が負担することはないとされています⁸。また、イベントが中止になったものの、チケットの払い戻しを実施しない場合に、給付されないこととなった給付金の負担をチケット販売受託事業者とイベント主催者のいずれが負うかという点についてはチケット販売受託事業者とイベント主催者との間で検討しあらかじめ合意をしておく必要があります⁹。

IV. おわりに

Go To Eat キャンペーンと Go To Event キャンペーンは、Go to Travel キャンペーンに次いで、Go To キャンペーンの一環として開始されたものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大によって業況が悪化した観光関連事業を下支えする政策としての役割が強く期待されるものですが、現時点では、いずれのキャンペーンともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が見えない中で、いまだ具体的な運用が不明確となっている部分も見受けられます。これらのキャンペーンに関連する事業を行う事業者としては、今後の動向の変化に柔軟に対応するためにも、政府やキャンペーン事務局からの情報に注意するとともに、必要に応じて専門家とも相談をしつつ、キャンペーンの活用の際しての実務上の問題に対応していくことが望まれます。

⁸ 経済産業省 Go To イベントキャンペーン FAQ No.582

⁹ 経済産業省 Go To イベントキャンペーン FAQ No.763

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「アジア不動産開発 ―現地デベロッパーの信用悪化に備えた、既存の合弁案件における対応策と新規取引にあたっての法的留意点―」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.57
著者 川村 隆太郎、埴 晋

- 論文 「<LEGAL FOCUS―法令要点―>押さえておきたい！「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」のポイント」
掲載誌 会社法務 A2Z No.161
著者 佐伯 優仁

NEWS

- **MHM D&I Policy を公表いたしました**
当事務所では、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するために、MHM Diversity & Inclusion Policy を策定・公表いたしました。
詳細は、当ウェブサイト [「Diversity & Inclusion」](#) をご参照ください。また、当事務所におけるダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組みについては、[特集ページ](#)も併せてご参照ください。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com